慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	AustraliaにおけるADRの現状
Sub Title	Dispute Resolution in Australia
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.10 (1993. 10) ,p.58- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931028-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

Australia[1]におけるADRの現状

石川明

Ⅰ 序説
Ⅱ Australiaにおけるの近時の発展の要因
Ⅲ Australiaにおけるの近時の発展の状況
Ⅳ Queenslandにおける Community Justice Program および Dispute Resolution Centresについて
—Annual Report of the Dispute Resolution Centres Council 1990-1991を中心にして—
Ⅴ 結語
付論 Australiaにおける司法改革の動き

Ⅰ 序説

我が国並びに諸外国においてADRが大幅に導入され、それ自体一つの研究分野に成長したのは比較的近時の現象である。これに対して、特に調停（mediation）や仲裁（arbitration）の思想は、特に日本及び中国では、旧来のものであったし[2]、アフリカ慣習法にもそれが認められるといわれている[3]。また調停の制度はユダヤ教徒[4]やクエーカー教徒の間にも見られる。またキリスト教の調停思想は、パウロのコリント人への手紙に遡ることができ、ここでパウロは、コリント人が紛争解決のため裁判所を避けて彼等の社会から仲裁人を選ぶべき旨忠告している[5]。弁護士であったアブラハム・リンカーンは、その助手をつとめた弁護士に以下のように述べている[6]。すなわち、「訴訟を止めよ。可能ならいつでも、隣人を説得して妥協させるようにせよ。費用、能力及び時間の浪費等々の点でノミナルな勝者がしばしば実際には敗者であることを人々に認識せしめよ。ピースメーカーとして弁護士は善人（a good man）になる絶好のチャンス

をもっているのである」というのである。

一九世紀のイギリス法律誌 The Law Times に商事事件について以下のような記事が掲載されているのも注目に値するものである。(7)「正義の法的概念と商事的概念は異なるものである。法律学に対するビジネスマンの不満は、この相違に起因するものである。法律学の意味における正義は、ルールから離れたものではない。ビジネスマンの意味する正義は、両当事者の利益を配慮した慈悲深い傍観者の感覚において満足すべき結果なのである」というのである。

このようにADRの思想は古くから我が国においてのみならず世界中に存在していたのである。それに対して、西欧諸国においては、実体法やそれに基づく権利意識が確立するにともなって、法的紛争解決制度としての訴訟が全面に押し出され、これに反比例してADR制度が後退し訴訟の影にかくれるようになった。近時訴訟制度が紛争の多発化に対処しきれなくなるに伴って、ADRが訴訟では対処しきれなくなった穴を埋める補助的な制度として登場せざるを得なくなると同時に、それが単に法的正義の実現制度としてではなく、それ自体訴訟にはないメリットをもった紛争解決制度として再評価されるようになったのである。なお以上の点については、Riekert の後掲論文 pp. 31-2 を参照されたい。

ADRに関する我が国の外国法研究としては、アメリカ法が中心であるが、Australia においても一九九〇年以降ADRが活用されるようになった。Hilary Aster & Christine M. Chinkin 両講師（シドニー大）の著作 "Dispute Resolution in Australia" Butterworths が一九九二年に刊行されているし、Australian Dispute Resolution Association による雑誌 Australian Dispute Resolution Journal が一九九〇年に発刊されている。また筆者は、一九九三年夏期集中講座の一環として、メルボルン大学 Ingleby 教授により "Alternative Dispute Resolution: Theory & Practice, Graduate Diploma, in Dispute Resolution and Judicial Administration" と題する講義が開講され、その資料を入手することができた。これらの事実は、Australia の紛争解決制度のなかでADRの重要性が急速に認められつつあることを示しているものと思われる。そこで以下 Australia におけるADRの近時の発展と沿革について若干の考察をしてみたい。(8)

(1) Australia の日本語表記は多様であり、普通オーストラリアと表記しているが、田中英夫編・英米法辞典ではオーストレイリアと表記している。Australia 英語では、発音を短縮する例が多くオーストレイリアのレイを短縮するためオーストラリアに近くなるように思われる。いずれの表記も誤りということはできないが本稿では日本語表記が分かれるので英語のまま Australia と表記する。

なお、本稿の問題については、国際交流委員会・海外法曹事情「オーストラリアにおける代替的紛争解決手続き」自由と正義四三巻六号一三九頁以下がある。

(2) 英文の文献としては、以下のものを挙げておこう。J. A. Cohen.

"Chinese Mediation on the Eve of Modernisation" (1966) 54 California Law Review 1201 and T Kawashima, "Dispute Resolution in Contemporary Japan" in A von Mehren (ed.), Law in Japan (Harvard University Press, Cambridge, Mass, 1963), p. 41. Cf. J. O. Haley, "The Myth of the Reluctant Litigant" (1978) 4 Journal of Japanese Studies 359, S. Miyazawa, "Taking Kawashima Seriously: A Review of Japanese Research on Japanese Legal Consciousness and Disputing Behaviour" (1987) 21 Law & Society Review 219.

(3) Riekert, "Alternative Dispute Resolution in Australian Commercial Disputes", Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 1. [1990] p. 31.

(4) 現代イスラエルにおけるラビニカル・コートの役割及び右コートが提供しているADR (forum options) の選択のもつ意味については、以下の文献参照。H Porat-Martin, "Israeli Rabbinic Courts——Aspects of a More Responsive Legal System" (1977) VIII Diné Israel 49, and "Representation and its Role in Concurrent Jurisdiction (In the Rabbinical and District Courts of Israel)" (1981-3) X-XI Diné Israel 7. なお "Rabbinical Courts: Modern Day Solomons" (1970) 6 Columbia Journal of Law and Social Problems 49. も参照。

(5) コリント人への手紙第一第六章一～四参照。

(6) J T Mclaughlin, "Resolving Disputes in the Financial Community: Alternative to Litigation" (1986) 41 [No. 3] The Arbitration Journal 16 at 26. より引用。

(7) "Legal Topics of the Week (1864-5) 40 Law Times 517, quoted in H W Arthurs, "Without the Law: Administrative Justice and Legal Pluralism in Ninteenth-Century England" (University of Toronte Press, 1985), p. 79.

(8) 本稿の執筆にあたり、Aster & Chinkin・前掲書を全面的に参照したことをおことわりして両氏に対して謝意を表するものである。

私は、一九九三年二月 Australian Legal Group に所属する Melbourne の Arthur Robinson & Hedderwicks 法律事務所と Melbourne 大学法学部 Asian Law Center において Australia 法の研究の機会を得た。前記法律事務所では特にパートナーの solicitor Stephen Spargo 氏の御世話になり、また大学では、同センター所長の Malcolm Smith 法学部教授および同センター副所長の Veronica Taylor 講師に御世話になった。さらに、Australia のADRについて、インタビューにこたえていただいた前記法律事務所の solicitor でADRの専門家 Riekert 氏に感謝したい。

Australia は common law の国であるが、我が国では英米法学者の研究対象は主として英法、米法に限られている。そのこと自体は止むを得ない理由もないではないが、同じ common law をベースにしながらも Australia では当然のことながら英米とは社会情勢を異にする関係から、common law を独自に発展させている面がないではないし、また独自に発展させる芽が随所に見られるのである。社会的背景の相違による法継受の相違を Australia を含めてアメリカ、カナダ、南ア、印度、香港、シンガポール等について比較法的に検討することは極めて関心のあるテーマであろう。また我が国は環太平洋圏の一員として Australia との貿易・経済関係が密であり、将来その関係はますます強固なものに発展することが予想される。これらの諸点から考えると、私は Australia 法研究が将来今日以上に密になされるべきであることを確信するものである。

II Australia におけるADRの近時の発展の要因

Australia におけるADRの発展は三つの要素に支えられている。すなわち、第一は、UNCITRAL にみられる国際貿易実務上の必要性であり、[1] 第二は、日本、中華人民共和国ないし台湾等との貿易の発展であり、[2] 第三はアメリカ合衆国におけるADRの発展である。

ところで、Australia においては特に一九九〇年以降ADRの新たなプログラムが次々と導入され、特に連邦政府、州政府および法曹界がADRの導入について積極的な姿勢を示しはじめた。就中、裁判所にADRを組込もうとする考え方が強調されている点は注目すべきことであろう。このようにADRを充実させようとする見解は、政治家によっても提唱された。例えば、当時連邦政府の首相であった Hawke は一九九〇年の選挙にあたり、若し自らが再選されれば、連邦裁判所にADRを導入する立法をなす旨宣言している。[3] そして右の宣言はこれを具体化した The Courts (Mediation & Arbitration) Act 1991 の制定につながったのである。この法律は、家庭裁判所と連邦裁判所に、職権で事件を調停 (mediation) および仲裁 (arbitration) に付する余地を与えるというものである。[4] この立法上の枠組の下で、右両裁判所は、それぞれの管轄事件につき最も適したADR手続を構成すべく、裁判所規則 (rules of court) を制定することができることになったのである。[5] 調停は、既に連邦裁判所に導入され、同裁判所は、事件を裁判所付設調停システム (これを assisted dispute resolution という) に付することを命じることができるものとされている。補助裁判官 (Registrar) 又は場合によっては、裁判官が、当事者との非公開協議に調停人として出席する。調停が成立すれば、当事者は当該合意を同意判決 (consent judgement) に記載することができるものとされている。[6]

一九九〇年八月 Law Council of Australia は[7] Hawke 前首相のステートメントに応じて、連邦法務大臣に対してすべての連邦並びに州裁判所に統一的な調停制度を設置する旨の法規の立法を提案した。[8] これに対して New South Wales 州首相は、州政府諸大臣に対して紛争解決のために裁判所を利用するよりむしろ、Australian Commercial Diputes Centre の利用を望む旨のメモランダムを提出し、Hawke 前首相の調停を裁判所に付置すべき旨の提案に反対した。[9] 一九八三年以降、裁判所付設仲裁 (court annexed-arbitration) は New South Wales の地方裁判所 (District Court) 及び地域的裁判所 (Local Courts) (付表II—(1)参照) において付設され、右制度は一九九〇年には同州最高裁 (Supreme Court) にも導入された。それ以外の州でも同様の計画が導入されており、一定の範囲の州裁判所は、arbitration のみならず現在調停プログラム (mediation pro-

grammes）を実施しているのが現状である。

ＡＤＲを裁判所に付設する旨の提案の原動力の一つが Hawke 提案とすれば、第二の原動力は、New South Wales 州の Law Society が推進した New South Wales 最高裁に和解週間（Settlement Week）を設けようとする動きであった。Settlement week 提案のモデルは、アメリカ特に Washington D.C. においても過去数年間に行われた年次 Settlement Week に求められる。model となったアメリカのこの Settlement Week は、その対象たる裁判所につき一週間通常の事件をはずして未済事件を和解手続により解決するため同期間を活用するというシステムである。Settlement Week は、裁判所が監督するＡＤＲである。この Settlement は、高価で重装備手続の訴訟を行う代わりに、なるべく初期の段階で紛争を解決する機会を当事者に与えるものである。裁判所の立場からすれば未済事件を処理して、事件を相当数に減殺することができるというメリットをもっている。

裁判所における事件処理の遅延と、非効率性が高まったために、一九八八年に同州首相並びに法務大臣によって始められた The Review of the New South Wales Court System は、紛争解決の為にＡＤＲを活用すべき旨を推奨している。[10] 特に人身障害事件では責任が明確であるが損害額が不明である場合第三者介在の和解的解決（mediated settlement）の形式が有効であるといわれている。Australia では地域的裁判所（Local Courts）における訴訟遅延が著しい地域において Community Justice Centres が増加していることについて注目すべきである。[11]

一九九〇年 Australia の三州（South Australia, Victoria 及び New South Wales）法務大臣はそれぞれにＡＤＲに関する報告書又は討議資料を作成した。[12] それらのすべては、Australia の裁判所の内外におけるＡＤＲの発展状況を調査し、当事者の満足のいく紛争の早期且つ低廉な解決を促進する方法を採ることにより、それぞれの州政府が、裁判所の内外におけるＡＤＲの発展を促進しようとするものであり、[13] 且つそれらは議論を刺激すべく公刊された。右三報告中最も深入りしたものは Victorian Report である。[14] すなわち、その思想、親近感（perception）及びアクセス性からみてＡＤＲを紛争解決の主流として位置付けている点が注目される。それは、Victoria 州全域にわたってＡＤＲのサービスを確立し、ＡＤＲによることが紛争解決に適切であるとすれば、紛争の種類を限定せず且つ紛争訴額の制限も設けるべきに非ずというものである。[15]

ＡＤＲの利用増大に伴って、New South Wales Law Reform Commission は一九八七年一一月調停人の養成（training）及び任命（accreditation）の問題について見解を発表している。[16] 一九八九年右委員会は、Working Paper を発表したが、[17] 司法大臣に対する報告書を引き続き作成している。

これに対し弁護士側からのＡＤＲに対する関心も高まった。Law Society of New South Wales は一九八七年 Dispute

Resolution Committee を組織した。同委員会は、ADRを経験した solicitor、学会および community justice mediator 及び barrister の各代表から構成されている。この委員会はADRの弁護士に与えるインパクトを調査し、且つADRを法律家に推奨するために設置されたのである。[18]

Victoria 州において、the Law Institute's (solicitor 協会) Specialisation Board は、現在のところ mediator に特別の資格を要求していないが、現在ADRの担当者に solicitor を中心に任命する旨検討中とのことである。[19]

Queensland Bar Association (barrister 協会) は、紛争解決計画 (dispute resolution scheme) の導入を宣言した。これによれば退職判事、勅選弁護士 (Queen's Counsel) およびベテランの barrister 等を当事者が調停人として選任することができ、広範囲の家庭事件ないし商事紛争を処理することになるものと思われる。また調停人の報酬は当事者と調停人の合意で決定され、日当八〇〇～二〇〇〇 Australia ドルが予定されている。[20]

さらに Australia では、LEADR (Lawyers Engaged in Alternative Dispute Resolution) と称する団体が組織された。この団体はADRを法律家に推奨することを目的とする非営利団体であり、ADRにおける調停人を養成したり、機関誌 LEADR Brief を刊行している。全国組織であって、Queensland, Victoria, New South Wales 及び Western Australia に支部を有している。[21]

Australia 司法協会 (Australian Institute of Judicial Administration)[22] は、Alternative Dispute Resolution Research Project を組織した。[23] このプロジェクトの責任者はメルボルン大学の Ingleby 教授であり、プロジェクトの目的はADRにおける近時の発展を調査する点にあった。関連問題として、メルボルンの少額裁判所 (Small Claim Tribunal) における調停／仲裁の考察、Order 24 of the Familay Law Rules の下における訴訟前夫婦財産協議 (pre-trial property conference) の考察、連邦裁判所における裁判所付設調停の考察等がなされている。

家庭事件について調停の利用は沿革的にみて重要である。一九八五年 New South Wales において家事事件調停センター (Family Mediation Center) が the Family Advancement Resources Cooperative によって組織された。この団体は永年にわたって結婚相談を担当して来た団体である Unifam の関連団体である。家事事件調停センター (Family Mediation Center) の本部は Sydney にあり、New South Wales におかれた一五の支部 (venue) で調停を行っている。[24] このほかにも家庭事件について調停を行っている団体がある。例えば New South Wales において近時の提案によれば、Adolescent Family Therapy and Mediation Service が設けられるべきこと、一〇歳～二一歳迄の若年者とその家族との間に生じた事件を取り扱うこととしている。Victoria 及び South Australia では、それ

それの州の The Divorce Mediation Services of the Marriage Guidance Councils や、さらには、The Family Mediation Center at Nobble Park が家事調停を行っている。家事調停もまた私的な解決人（private practitioners）ないし紛争処理センター（community dispute resolution centres）により処理されているのである。[27] Australia におけるＡＤＲの発展の最も重要な要素は、地区紛争処理センターであり、その歴史は、後出Ⅲ章に譲りたいと思う。この種のセンターの名称は多様である。例えば Community Justice Centre, Neighbourhood Mediation Service, Neighbourhood Justice Centres, Community Mediation Services, Conflict Resolution Services, Dispute Settlement Centres 等々。[28]

ＡＤＲは、大学の法学ないし社会学のカリキュラムにもこれを取入れるものが多くなって来ている。[29] ＡＤＲは、カリキュラム上、既存の教科に組入れられて講義されることもあるし、独立の選択科目として設けられることもある。いずれにしても若い世代の lawyer にとっては、これらの教育を通して訴訟並びにＡＤＲは身近なものになってきていることは間違いないといってよかろう。[30]

Australia におけるＡＤＲの近時の発展は誠に目覚ましいものがあるので、それらすべてについて詳細に言及することは、極めて困難な作業といえよう。したがって以上に述べた処は、Australia におけるＡＤＲの発展の近時の要因のうち極めて重要な若干のものに言及したというにとどまることをお断わりしておかなければならない。それにもかかわらず、以上の叙述をもってしても Australia におけるＡＤＲの近時の傾向を窺い知ることができるであろう。ＡＤＲの近時の発展は訴訟制度の物理的機能的限界に由来し、世界に共通の現象と思われるものの、Australia におけるそれはアメリカにおけるそれとともに我が国のＡＤＲの研究に有益な材料を提供するものではないかと思われる。

(1) Riekelt, 'Alternative Dispute Resolution in Australian Commercial Disputes: Quo Vadis', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 1, p. 34.

(2) 例えば中国との関係でいえば、一九七三年 the Australia/China Trade Agreement が両国間の通商上の紛争解決についてＡＤＲの規定を設けている。なおこの点について、Govey, 'Dispute Resolution in the Context of Australian/China Trade', Australia-China Trade and Investment Law Conference, Vol. 1 (AGPS, 1986) pp. 141, 171.

(3) 一九九〇年三月二〇日のステートメントであるが、これについては Australian Law News, Vol. 25, No. 4, 1990, p. 18. 参照。

(4) 家庭裁判所におけるＡＤＲについては Aster & Chinkin, 前掲書第一一章を、連邦裁判所におけるＡＤＲについては同書第八章に詳細である。

(5) Michael Duffy, Attonrny-General, Second Reading Speech of the Courts (Mediation and Arbitration) Bill 1991 June 5 1991.

(6) Practice Note No. 8 Assisted Dispute Resolution, Federal Court of Australia, 7 May 1990.

(7) Law Council of Australia とは、強いていえば Australia の実務法律家協会又は弁護士連合会というべきものや各州の Solicitor 協会 Barrister 協会などと solicitor 又は barrister の加盟する団体である。しかし加盟強制はないので日弁連とは性格を異にする。

(8) Sydney Morning Herald, 13 August 1990. 'Agreement is the Best Way', Australian Law News, Vol. 25, No. 7, 1990, pp. 14-15.

(9) Resolution of Commercial Disputes, Vol. 3, No. 1, 1989, p. 1. Australian Commercial Dispute Centre は商事紛争の解決を目的として設置された国立の機関である。

(10) Cooper & Lybrand W. D. Scott. Review of the New South Wales Court System, May 1989.

(11) Aster & Chinkin, p. 3.

(12) Attorney General's Department (NSW), Alternative Dispute Resolution and the New South Wales Court System (January 1990) (Hereinafter Attorney-General, New South Wales); Attorney-General's Department (SA), Alternative Dispute Resolution (Green Paper) (Hereinafter Attorney-General, South Australia); Attorney-General's Working Party (Victoria) on Alternative Dispute Resolution, Discussion Paper (June 1990) (Hereinafter Attorney-General, Victoria).

(13) Attorney-General, South Australia, p. 24.

(14) Aster & Chinkin, p. 3.

(15) Attorney-General, Victoria, p. 2.

(16) NSW Law Reform Commission, Discussion Paper 21. Training and Accreditation of Mediators, 1989.

(17) Aster & Chinkin, p. 3.

(18) 'Activities of the New South Wales Law Society Dispute Resolution Committee', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 67-8.

(19) Mills G. 'Accreditation of ADR Specialists', Law Institute Journal, Vol. 65 nos 1 & 2, 1991, pp, 57-8.

(20) Queensland Bar Association 'Dispute Resolution Scheme', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 2, 1990, p. 102.

(21) David J. 'Lawyers-Engage in ADR', Law Institute Journal, Vol. 65, nos 1 & 2, 1991, pp. 51-3.

(22) 全 Australia の司法行政に関する研究及び法曹実務家の教育機関で、現在はメルボルン大学に付設されている。

(23) Ingleby R. 'Alternative Dispute Resolution and Courts'. これは一九九一年 Adelaide における第一七回 Australian Legal Convention に提出された報告書である。

(24) Pollard J. 'Family Mediation in NSW'. これは一九八七年一〇月一三日 Sydney 大学の ADR セミナーにおける報告書である。

(25) Winzler L and Donnelly L. 'Cutting the Real Costs of Family Disputes', Legal Service Bulltin, Vol. 13, No. 2, 1988, pp. 73-5 and 125-7.

(26) 家事調停の利用に関する詳細については、NSW Law Reform Commission, 前掲 pp. 11-12, Charlesworth S. Turner J. and Foremanne L, Lawyers, Social Workers and Families, The

Federation Press, Sydney, 1990, pp. 186-188.

(27) Aster & Chinkin, p. 4.

(28) Aster & Chinkin, p. 4.

(29) Aster & Chinkin, p. 5.

(30) Aster H and Chinkin C. 'Dispute Resolution as Part of Legal Education' Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 4, 1990, pp. 208-24; David J. 'Integrating Alternative Dispute Resolution (ADR) in Law Schools', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 5-11; Effron J. 'Breaking Adjudication's Monopoly: Alternatives to Litigation Come to Law School', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 21-31.

Ⅲ Australia におけるADRの近時の発展の状況

1 Australia にあって、すでに述べたようにADRは特に近時目覚ましい発展をとげつつあるといえるのであるが、歴史的に見ればADRの思想は、相当古い時代に遡ることができる。オーストラリアの先住民族であるアボリ人は、訴訟ないし訴訟類似の手続を避けて、ADR的紛争解決を行ってきたことを忘れるべきではない旨指摘されている。[1] しかしながらアボリ人社会におけるADR的紛争解決制度は、オーストラリアの現代社会との連続性を欠くがゆえにここでは考察の対象からはずすことにしよう。[2]

2 英国人の植民以来 Australia において利用されてきたADRは英国から継受された仲裁である。一六九七年の仲裁法(Arbitration Act) は民事訴訟の当事者をして、事件を仲裁に回付し、その仲裁判断を裁判所の判決と同一の効力をもって執行しうるものと規定していた。

訴訟と比較して、低廉迅速且つインフォーマルな代替的紛争解決制度を設けようとする要望は、特に政府の諸機関、又はその他の公共団体との紛争解決について強かったのである。一九七三年の Victoria 州の Ombudsman Act をかわきりにして、国民の国家に対する要求を処理するためのオンブズマンの制度が導入された。[3] Australia では、州レベル、および連邦レベルのオンブズマン、政府諸機関全般について諸要求を処理することのできるオンブズマンおよび特定の問題に限定して事件を処理することができるオンブズマン等が置かれた。各種オンブズマンの権限は多様であるが、オンブズマンの重要な権限は、国民の行政に対する不服を審査すること、すなわち行政に対する不服理由があるか否かを調査し勧告 (recommendation) をなす点に求められる。オンブズマンは中立であり行政機関に対して独立して調査を行うものとされている。Victoria 州の法務省の作成した報告書である Working Party Report は、ADRのサービスのすべての側面をモニタリングするオンブズマンの導入を提唱している。[4]

オンブズマンを裁判所外における紛争解決の一つの制度とす

れば、もう一つの動きは、広範な種類の紛争を解決する審判所の設置である。[5] 多くの紛争処理機関は、decision-making をなすエキスパートないしスペシャリストを置くと同時に低廉、インフォーマル、非対席的 (non-adversarial) 且つアクセスの容易な正義をその存在理由 (raison d'etre) とするものである。[6] 行政不服審判所法 (the Administrative Appeals Tribunal Act 1984) はその一例であって、以下のごとく規定している。すなわち「インフォーマル且つ迅速な方法で……行政処分を再検討する独立の審判所 (Tribunal) を設置し、その利益が当該処分により侵害されたすべての者に手続に関与することを認める。[7]」

'establish an independent Tribunal to review administrative decisions... in an informal and expeditious manner; and permit a broad range of persons whose interests are affected by a decision to participate in a proceedings.'

行政不服審判所 (AAT) の一般部局 (the General Division) において例えば運送事故委員会 (Transport Accident Commission) 関係事件について予備審理 (preliminary conference) および手続指揮のための聴聞 (directions hearing) が活用されてきた。右の審理を担当するのは、審判官 (Registrar) である。また、審判所の非構成員が調停人として参加する強制調停審理 (compulsory conference mediation) が右審判所の都市計画部局 (Planning Division) において認められている。Victoria 州法務省の Working Party Report は、「一九八四年のAAT法を改正して、すべての部局 (division) において予備審理ができるような包括的規定 (comprehensive provision) をおくようにすることが望ましい。またAATに事件を調停に付する権限を与えることが考慮されなければならない……[8]」としている。しかしながら、インフォーマル・ジャスティスにみられる現在の傾向は、より以上に審判所を設置する方向にはなく、よりインフォーマルな他の機構を設置する方向にあり、審判所についてもその構成員について調停訓練を受けさせるという方向にある。審判所は、現在のところ比較的フォーマルなものと考えられており、事実本来意図されたところからみると、その手続はより法律的 (legalistic) であるといえよう。Australia, アメリカの両国において評論家は—法律的から非法律的への—改革志向 (reformalisation) の傾向が認められるとしている。[9]

以下、比較的最近のADRの発展として、オーストラリア家庭裁判所 (Family Court of Australia)、コミュニティ・ジャスティス・センター (Community Justice Centre) の発展や商事事件に関するADRの活用について言及しておくことにする。[10][11]

a 家庭裁判所 (Family Court)

一九七五年に Australia の家庭裁判所が設置されて以来、家庭事件を訴訟によらず別の方法で解決すべき旨の見解が提唱されてきた。家庭裁判所が設置される以前に既にその構成について議論があり、「法的手続 (legalistic procedure) は、夫婦をしてそ

の人間相互間の問題を解決するため法に向かわせる」といわれた。[12] そこで新しい家庭裁判所は、後見的裁判所（helping court）としての構成をとり、和解（conciliation）を助成し、離婚後の問題が生じないように配慮し、不快と苦痛（bitterness と distress）を減殺することを予定した離婚前離婚後のカウンセリング的機能をもつものとして組織された。[13]

家庭裁判所の在り方については、家庭事件の取扱に関する従来の経験を参考とすべきであり、その点からすれば、ミニマム・フォーマリティを保ち、家庭問題のスペシャリストの補助をうけ、和解的解決（conciliation）を促進し、裁判は最終的な手続とするような裁判所として家庭裁判所を構成すべきであるということになる。[14] 家庭裁判所判事は、カウンセラーであるべきではないが、手続をコントロールし、代替的解決（optional solutions）を促進し、解決のための雰囲気（the climate for settlement）を造らなければならないことになる。[15] そこで家庭裁判所の設置にあたり、その役割としてカウンセリングと和解的解決（conciliation）に重点が置かれたことはいうまでもない。この点は一九七五年の家族法（Family Law Act）中に具体化された。同法におけるカウンセリングは和解的解決の規定により一層重視されるようになってきたのである。家庭裁判所は、公認の結婚カウンセリング団体と連携して活動を展開する。[16] これらの諸団体は、調停の重要性を認識し、その調停待望論が家庭裁判所に反映し、それが家庭裁判所と組んだ調停プロジェクトの確立および調停技術を有する法律スタッフ及びカウンセリングスタッフの養成につながることになるのである。[17]

b　Community Justice Centre

アメリカ合衆国における neighbourhood justice centres の発展の影響をうけて、New South Wales 州政府は、この種の機構の Australia における機能性を検討することを決定し、一九七九年パイロットプロジェクトを発足させ、その一環として一九八〇年三つの Community Justice Centre を開設した。Bauks Town, Surry Hills および Wollongong の各センターがこれである。州議会は、一九八〇年に Community Justice Centres（Pilot Project）Act を制定したのである。このパイロット・プロジェクトの機能は著しく高く評価された。[18] アセスメントによれば、「パイロットCJCsは評価さるべき実績を挙げ、しかも全体として右作業を機能的に実施している」とされている。[19]

同 Centres を設立せんとする州政府の動機は、悪質背景のある紛争（backyard disputes）すなわち、重大な深刻化（great aggravation）の原因となるとか重大な犯罪（serious crime）につながる種類のものであって、警察官、治安判事（magistrates）、国会議員、ソシアルワーカー、判事等にとって身近な事件を処理する効果的方法を発見することを目標としている。[20] アメリカにおける豊かな経験が生かされるであろうとの期待がかけられ、この種の事件から生じる正義のシステムの著しい浪費を回避で

きることが警察を重大な犯罪に対する対処の負担から解放し、事件を解決するためのコストの低減を実現することが切望されたのである。[21]

センターが取扱う事件の大部分は、隣人間紛争事件であることが意図され、且つ現実にもそうであった。[22] Community Justice Centre における家庭事件も着実に増加してきているといわれている。[23] センターの調停する事件の多くは、治安判事 (magistrates)、警察、法律扶助協会、または法律相談所 (legal centres) からセンターに回付されたもののようである。

他の州においても同様の展開がみられる。Victoria においても法律扶助協会の構成員である solicitor の提案は、隣人間紛争事件のための調停機関の必要性を提唱していた。法務省、警察、地方公共団体、エスニックグループ及びアボリ人グループ、コミュニティーサービス、裁判所書記官等を含む関係機関からなる委員会が Victoria における調停の機能を調査するために設置されたのである。[24] 同委員会の結論として、Victoria は、Noble Park Family Mediation Centre の経験を参考にしたこと、Heidelberg Preston, Outer Eastern Suburb, Geelong および Bendige の四つの Centres の機能を評価していることが右報告書に述べられている。右の四つの Centres は、法律扶助協会 (Legal Aid Commission) を通して州政府によって設立されたものである。各センターは各センターの運営委員会 (managing committee) を通して、コミュニティの輪を強化することを目標にしている。特に Heidelberg Preston Centre は、文化的に異質の社会をかかえており、それに対応したサービスを提供できるよう特別な配慮をしているようである。[25]

mediation の信頼性を高めるための立法もなされた。例えば Evidence (Neighbourhood Mediation Centres) Act 1987 がそれである。[26] センターの数は最初の四つから現在は七つに増えている。これらのセンターは、Victoria の法務省によって設置され、現在は Community Dispute Settlement Centres と呼ばれている。

Australia 連邦首都直轄区 (Australian Capital Territory) は Conflict Resolution Service をもち、一九八九年初めに Queensland 政府は、今日既にその活動を開始している Community Justice Programme の設置を提案した。上記二つの機構の設置にあって、Community Justice Centre of New South Wales の調停モデルが採用された。[27] 加えて Queensland では '008 Mediation Hotline' と称する調停機関が設けられている。[28][29]

c 商事紛争[30]

英国人の植民以来、商事紛争の解決については、仲裁 (arbitration) が行われた。最近七〇年代及び八〇年代に入り、仲裁を促進すべき一連の事件が発生した。第一は、一九七五年の Institute of Arbitrators Australia の設立である。この機関は仲裁人の養成のための専門機関であった。Australia における仲裁は一九八四年以降、各州毎に The Uniform Commercial

Arbitration Acts が制定され、促進されることになったのである。Queensland は一九九〇年に他州にならって同法を制定した。第三に、The Australian Centre for International Commercial Arbitration が一九八五年 Melbourne に開設された。これらの経緯は、国内的国際的商事仲裁制度の発展につながり、一九八六年一月における Australian Commercial Disputes Centre (ACDC) の設立がこれにつづいた。このセンターは、New South Wales の最高裁判所長官 (Chief Justice) Sir Laurence Street の提案にもとづいて、同州政府による調査（いわゆる Ahrens Report）がビジネス界及び商事取引界においてこれを必要と認めたことによるものであった。仲裁が徐々に費用がかかり且つ手続の複雑なものとなってきているとする認識からすれば、ＡＤＲのうち仲裁以外の手段が望まれるようになったのである。そこでＡＣＤＣの役割は、「国内国際の双方についてすべての種類の商事紛争について紛争解決のサービスを用意することである」[31]、「それは商取引界において、すべてのタイプの事件について裁判外の紛争解決制度として Australia における唯一且つ最初の制度である。」[32]といわれている。

(1) Aster & Chinkin, p. 5.

(2) アボリ人のＡＤＲ的紛争解決については、Australian Law Reform Commission, 'Research Paper No. 6, Aboriginal Customary Law and the Substantive Criminal Law', ALRC, Sydney, 1982, pp. 34-6.

周知のように Australia は移民国家である。先住民族アボリ人との関係で移民国家の成立のレギティマシーが問われることもあってか、Australia 法の概説書を見ると、必ずといってよいほどその法制史にアボリ人の法に言及した部分がある。現在の Australia 法はコモンローを継承したものであって、アボリ人の法と現代法との間に連続性があるというわけではないのであるから、上記のような記述は今日の Australia 法を学ぶ者にとって奇異な感じすら与える。特に外国人にとってはその感が強い。そこに国家成立のレギティマシーをめぐるアボリ人に対する Australia 国家の遠慮を感じるのは考え過ぎなのであろうか。

(3) Aster & Chinkin, p. 5. なお 29 Ombudsman Act 1973 (Vic); Parliamentary Commissioner Act 1974 (Qld); Parliamentary Commission Act (WA); Ombudsmann Act 1978 (Tas); Ombudsman Act 1972 (SA); Ombudsman Act 1980 (NT), Ombudsman Act 1974 (NSW).

(4) Attorney-General, Victoria, p. 58.

(5) Astor & Chinkin, p. 6.

(6) Allars M. Introduction to Australian Administrative Law, Butterworth, Australia, 1990, Chapter 7 especially para 7, 9.

(7) Administrative Appeals Tribunal Act 1984 (Cth) s. 4.

(8) Attorney-General, Victoria, p. 41.

(9) Allars M. above note 6, p. 315; Abel R. Introduction, in The Politics of Informal Justice, (ed Abel R), Academic Press, New York, 1982.

(10) アメリカ合衆国におけるＡＤＲの略史を要領よくまとめたものとして、Sander F. 'Alternative Methods of Dispute Resolution: An Overview', University of Florida Law Review, Vol. 37,

No. 1, 1985, pp. 1-27 at pp. 1-3.

(11) この点について Astor & Chinkin, p. 7.

(12) Senate Standing Committee on Constitutional and Legal Affairs, Report on the Law and Administration of Divorce and Related Matters and the Clauses of the Family Law Bill 1974, Parliamentary Paper No. 133, 1974, para 27.

(13) Ibid., para 34.

(14) Ibid., para 35.

(15) Ibid., para 39.

(16) Family Law Act 1975 (Cth) Part II.

(17) この点について Astor & Chinkin, p. 9-10.

(18) Schwartzkoff J. and Morgan J. Community Justice Centres: A Report on the New South Wales Pilot Project, Law Foundation of New South Wales, 1982.

(19) Ibid., p. vii.

(20) Ministerial Statement, Hansard, 6 March 1980, p. 5250.

(21) Ibid., p. 5251.

(22) 一九八七～八八年についていえば隣人間紛争が六七％、一九八八～八九年についていえば六一・六％である。Community Justice Centres Annual Reports, Sydney, 1988-89 and 1989-90. NSW Law Reform Commission, Community Law Reform Program, Discussion Paper, Neighbour and Neighbour Relations, 1991.

(23) Ibid.

(24) Bryson D. 'Victoria's Neighbourhood Mediation Centres Project', Legal Services Bulltin, Vol. 12, pp. 108-13; Attorney-General, Victoria pp. 45-7.

(25) Heidelberg Preston Neighbourhood Mediation Centre, Annual Report 1988, Heidelberg Preston Neighbourhood Mediation Centre Inc. Preston.

(26) Frankston, Inner South, Northern Suburbs, Outer East, Geelong, Gippsland および Nothern Victoria がそれである。

(27) Community Justice Centres Annual Report 1989-90, p. 8; Dispute Resolution Centres Act 1990 (Qld).

(28) Faukes W. 'The Modern Department of Alternative Dispute Resolution in Australia', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 2, 1990, pp. 61-8.

(29) ちなみに 008 はフリーダイヤルを指す。

(30) この点について Astor & Chinkin, pp. 10-11.

(31) Newton D. 'Alternative Dispute Resolution and the Lawyer', Australian Law Journal, Vol. 61, 1987, pp. 562-68, ACDC は、国際紛争解決機関と国内紛争解決との合体したものであるといえよう。

(32) Attorney General, Victoria p. 51.

Ⅳ Queensland における Community Justice Program および Dispute Resolution Centres について[1]

——Annual Report of the Dispute Resolution Centres Council 1990-1991 を中心にして——

1 序説 Queensland における Community Justice Program について

Queensland 州は、現在 Community Justice Centre を設置して同 Program を実施している。これは Queensland における最も重要なＡＤＲの一種であるといえる。この点について本論文の第Ⅲ章で若干言及している。そこで本章では、その実情について若干の紹介をしたいと考える。

The Community Justice Program は The Dispute Resolution Centres Act 1990 に基づいて一九九〇年七月一日その作業を開始している。The Dispute Resolution Centres Bill は一九九〇年五月一七日 Queensland 議会に提出されたものであるが、それ以前の二年間研究調査がなされ、その結果が Green Paper にまとめられた。同法案は一九九〇年六月七日に右議会を通過（Queensland は一院制）一九九〇年六月一五日認証(assented)された。The Dispute Resolution Centres Act 1990 は、調停人（mediator）及び調停手続（mediation process）について規定している。警察、治安判事（Justice of Peace）及び magistrate（Magistrate Court の判事）による事件の付調停についても規定している。

更に同法は Dispute Resolution Centres の設立と職分および法務大臣による調停人の任命（accreditation）についても規定している。同法はまた助言機関（an advisory body）としての紛争解決センター委員会（The Dispute Resolution Centres Council）の設置についても規定している。

2 The Dispute Resolution Centres Council

(1) 委員会の目的

この委員会の目的は以下の点に求められる。

a Dispute Resolution Centres の職務執行のガイドラインを決定し、同職務執行について遵守すべき指示を与えること

b Dispute Resolution Centres に関する諸問題および必要があると認められれば本法と関連するすべての問題について法務大臣に対する報告書ないし勧告書を作成すること

c 同法 section 5,1 の評価の必要に関連して、報告書を作成して勧告をなすこと、および右の評価につき助力すること

d Dispute Resolution Centres の職分の行使又は作業の実

施のため乃至有益な補助的附随的行為をなすこと
(section 2, 1 Dispute Resolution Centres Act)

(2) 委員会の構成

一九九〇年六月法務大臣 Wells は、委員会のメンバーを任命したが、参考迄に肩書を付して紹介しておく。委員会の構成メンバーは、Annual Report of the Dispute Resolution Centres Council 1990-1991 作成の段階では変更がない。

Mr William John Smith (President),
Barrister-at-Law, Stipendiary Magistrate;

Superintendent Peter Dautel,
Operations Co-ordinator,
Office of Assistant Commissioner,
Task Force,
Queensland Police Service;

Ms Diane Morgane,
Volunteer Centre, Queensland Council of Social Service;

Mr Philip Theobald,
Barrister-at-Law,
Vice President, Mediation Association of Queensland.
Member, Family Law Council, Mediation Sub-committee,
Chairman, Australian Institute of Family Law Arbitrators and Mediators;

Alderman June O'Connell,
Brisbane City Council;

Ms Anne McMillian,
Solicitor, Youth Advocacy Centre,
Legal Aid Commissioner;

Mr Les Malezer,
Divisional Head, Aboriginal and Islander Affairs;

Mr Robert J. Sullen,
Principal Legal Consultant, Department of the Attorney-General

(3) 委員会の作業

委員会は一九九〇~九一年の会計年度に四回会合している(一九九〇年八月二二日、一九九〇年一一月八日、一九九一年二月七日および一九九一年四月一一日)。委員会は Community Justice Program の実施状況を調査し、いかなる対策を講ずべきかについて検討し、各 centre の director に対して下記の諸問題について指示を与えている。すなわち家事調停、家庭内暴力を含む諸問題の調停に関する対策、薬物の影響下にある者に対する調停の方法、調停委員の任命に関するガイドライン、複雑多数当事者間紛争の Community Justice Program の対応、財産損害、人身傷害の危険を回避し減殺するための情報公開の

根拠に関する section 5,4 (2)(c) の解釈等がこれである。

3 Community Justice Program

(1) 総説

Community Justice Program の準備は、一九九〇年二月に開始された。一九九〇年四月に Margaret O'Donnell 女史が所長に任命され、引続いて七月二日には、九人のスタッフが任命され、三六人が調停人としての訓練を終り、七月一三日に右三六人が法務大臣により調停人に任命され、右 Program が公式にその作業を開始したのである。

第一年次終了時には、この Program は法務省内の一部局としての地位を得て、―それは the Public Service Management Commission の意思によるものであった― Brisbane, Logan, Townville および Mt Isa の四つのオフィスを置いている。また、一六人の専任スタッフと二名の臨時職員および一一三人の調停人を擁するにいたった。委員会は、Program の発足の段階で、法務省の Corporate Services Division が Community Justice Program に提供した専門技術的助力を受けることを認めている。また New South Wales 州の Community Justice Centres のスタッフのアドバイスも貴重なものであった。

(2) Program の目標

Community Justice Program はアクセスの容易、低廉、フェア、迅速且つ非対席的 (non adversarial) 調停による紛争解決を目指すものである。そこで Program の目標としては以下の諸点が指摘されている。

① 交渉 (negotiation)、妥協 (compromise) を通して紛争解決をはかることについて社会を教育しこれを推奨し、社会の内部の調和を図ること

② 裁判所、警察、自治体行政機関、福祉機関等、この Program がなければ紛争を持込まれる可能性のある公的機関の負担を軽減すること

③ 社会の弱者グループ―アボリ人および諸島民 (Aboriginals and Islanders)、非英語圏からの移民、老人、若年者、婦人等―に Community Justice Program へのアクセスを容易にすること

④ ADRサービスを提供することによって、社会や政府の負担になるリーガルサービスのコストを低廉化すること

(3) サービスの内容

調停はADRの一種であり、その利用は任意で且つ信頼関係を基調とする手続であるため調停による合意は裁判所や審判所 (tribunal) で強制はされない (not enforceable) ものとされている。

紛争当事者は、Community Justice Program のオフィスと通常電話でコンタクトをとり、受付係 (Intake Officer) と、調停に適した事件であるか否かについて協議する。Program が調停に向かない事件であると判断すれば、他の適当な機関に

回付する努力がなされることになる。Program に適した事件と判断されると相手に Community Justice Program の機能のアウトラインが記載された letter が送付される。これに対し約八〇％の相手方はなんらかの応答を示し、更にそのうちの三五％は調停に応じるといわれる。調停期日は土・日を除きウィークデイに指定され、両当事者に都合のつく時間が、したがって通常はオフィスアワーをはずした時間が指定されている。集合地も例えば neighbourhood centres とか、役所、市民ホール等を含む当事者に出頭しやすい場所が選ばれるようである。必要なら通訳も手配され、その費用は基金から支出されることになる。通常 Community Justice Program から二人の調停人が参加する。調停成立の三ヶ月後に Program は調停に当事者が満足したか否かについてアンケート調査を行うものとされている。

(4) 調停人

Community Justice Program は一九九〇年六月三〇日一一三名の調停人を置いている。調停人は調停人としての能力を有すれば良く、その他に特別な資格を必要としない。すなわち調停人には、対人的コミュニケーションの十分な能力および事件の分析能力、紛争当事者それぞれの立場に配慮する寛大さ、ハイレベルの emotion（情緒性）が必要とされるものといわれる。

法務大臣による任命の条件として調停人は調停のシュミレーション訓練を含む七二時間に及ぶ厳格な養成コースを受講し、所長により適当と評価された三件の調停を経験しなければならないものとされる。

調停人の年齢は一八歳から七〇歳迄であり、そのおかれた環境、経歴等も様々である。教師、弁護士、ソシアルワーカー、警察官、カウンセラー、ビジネスマン、主婦、定年退職者等で、一時間あたり一六オーストラリアドルの報酬をうけるものとされる。殆どの調停人は、この Program のなかで養成コースへの参加、調停の準備等報酬を伴わない調査時間を消費するようである。

(5) 事件の性質

調停の対象になる事件の性質も多様である。全事件の七四％をしめる最大のカテゴリーは近隣紛争（neighbourhood dispute）、財産侵害、騒音、樹木の枝の侵入、フェンスの問題、子供や家畜の管理等がこれである。この点については付表Ⅱ－(2)を参照されたい。

第二のカテゴリーは家庭事件である。世代間の（intergenerational）紛争、別居乃至離婚につながる夫婦間の紛争等がこれである。その他不動産の賃貸、職場の同僚間の紛争等がある。

(6) 多数当事者間紛争

多数当事者間紛争は公益関連事件にみられ近時その数が増加しつつある重要な事件であるといえよう。その実例は省略する。

(7) 事件の出所（Referrals）

事件の出所は正確にいえば四五ヶ所にのぼるが、最も重要な

のはそのうち六ヶ所である。この点については付表Ⅱ－(1)を参照されたい。付表Ⅱ－(1)をみてもわかるように自らの発意で申立てをなすものが二八・九七％にのぼっている。これらの申立人はこの Program の広報活動を通して Program の存在を知って申立てをして来ているものと思われる。また警察から調停に回付される事件も一七・一二％という高い率を示している。

社会福祉機関、自治体機関と Program との関係も良好でそれらから回付される事件もある。公的事業経営委員会（Public Sector Management Commission）は作業場における不満を解決するため不満をもつ者に利用できるＡＤＲの一つとして調停を利用させるということが考えられる。保証金積立所（Rental Bond Authority、不動産賃貸借の保証金を積ませる役所）および法律扶助協会（Legal Aid Office）等も同様である。

(8) 特別なターゲット・グループ

3(2)③で指摘したグループにこの Program にアクセスさせることは重要であると考えられている。英語以外一四の異なる言語を用いるグループ及びエスニックグループが一九九〇年～九一年にこの Program を利用している。現在この Program のパンフレット「When you disagree」は、イタリヤ、ギリシャ、スペイン、アラブ、クロアチア、セルビア、中国、ベトナム語でそれぞれ出版されているし、通訳サービスの為の予算も組まれているようである。さらには、社会的経済的事情を異にする幅広い階層の者に利用されなければならず、特に低所得者、中間所得者層はリーガルシステムにアクセスが困難であるために、この Program はこれらの者に利用されなければならないとされる。この Program のスタッフは、アボリ人等の組織や社会にこの Program を宣伝し、アボリ人等も調停人として採用されているのが現状である。

(9) トレイニング

調停人のトレイニングは Community Justice Program の重要な仕事の一つである。調停人の最初の養成は一九九〇年五月及び六月に行われ、引続いて各センターでトレイニングが行われてきている。これとは別に各センターは、トレイニングの一環として毎日調停人のミーティングを開いている。一九九〇年～九一年、調停人の合同ミーティングで家庭内暴力、子供の虐待、Rental Bond Authority, Dispute Resolution Centres Act, 家族法、合意の記載方法、コミュニケーション術等がテーマとして取上げられている。これらのミーティングは、調停人に Program のスタッフと接触する機会および調停人の相互接触の機会をつくり、その能力を開発するのに役立つようである。調停人のトレイニングのためのマニュアルやトレイニングの為のビデオも用意されており、Queensland Police Service は警察学校のオーディオビジュアル施設をこの制作の為に提供している。一九九一年五月には、Carrara High School で、Division Staff による紛争解決及び調停に関する三時間のトレイニングパッケージが試みられている旨報告されている。

(10) 他機関との連携・広報活動

Community Justice Program を成功裡に定着させるためには政府並びに非政府機関等広範囲の機関との連携が必要とされ、関係機関とのオンブズマン・オフィス (Ombudsman's Office)、消費者保護局 (Consumer Affairs Bureau)、法律扶助協会 (Legal Aid Office)、家庭問題・アボリ人等問題担当局 (Department of Family Services and Aboriginal and Islander Affairs)、クイーンズランド家庭内暴力対策委員会 (Queensland Domestic Violence Council) 等々を含む関係当局との協力も必要とされている。

Program 担当局のスタッフは、四五〇の community のグループ、団体および政府機関とそのサービスについて協議ないし講演、連絡会、短期講習会、調停の見学等々を行っている。また担当局長は、エスニック社会委員会 (Ethnic Communities Council)、常設法学教育セミナー (Continuing Legal Education Seminar)、Life in Suburbia (郊外生活) およびADRのシンポジウム等に招かれて講演しているし、さらには各 Centre の co-ordinator は、それぞれの地方の警察、福祉事業団体、リーガルサービス団体、地方自治体とのネットワークを拡大するよう努めている旨報告されている。

これらの担当局ないし各 Centre 職員による教育広報活動は各方面からの事件の回付及び調停人トレイニングの拡大につながるものと評価されている。警察も右の広報活動に協力的であり、この Program のスタッフが警察大学、警察学校の教科として正規の授業を行ったりしているようである。

法務大臣及び担当局長は、マスメディアを通してこの Program を促進する多くの機会を与えられており、一九九〇年～九一年にかけて担当局長はラジオの番組でレギュラー・スポットをもって広報活動を推進しているのである。約三〇％が当事者自身の申立によることもかような点に由来するものと思われる。Programは、調停を推奨する資料を作成し広く配布している。"When you disagree" とか "Get a prickly problem" と題する小冊子、アドバルーンやショッピングセンター、図書館等々の広告等々がそれである。

(11) 基本的成果

当 Program に対する community の反応は圧倒的に支持的かつ積極的なものであり、各州の同様のサービスと比べてもそのサービスの利用率は順調なものであるといえよう。この初期における高い認知度は、プログラムのスタッフによる集中的なマーケティング活動および司法長官の積極的な公的支援によるものである。

プログラムの開始後一年間において、一六、〇〇〇件以上の問合わせが〇〇八番（フリーダイヤル）にあり、八四六件のファイルが開かれ（事案が取り上げられ）、また、二〇四件の調停がなされ、その八〇％が合意に達することができたとされる（一六四件）。

三ケ月ごとのサービス評価質問書に対して五〇％の回答があり、回答の七五％はサービスに満足していると答え、五〇％は合意が遵守されていると答えられている。

法廷および警察の負担に対する当プログラムの影響についての正確な統計的評価を下すにはまだ時期尚早であるものの、調停当事者が満足のゆく合意に達した事例では、訴訟や紛争の拡大が防止されていると評価されている。

（1）本稿は主としてこの Annual Report の紹介である。同 Report の入手については Brisbane の Feez Ruthning 法律事務所の御世話になった。記して感謝の意を表する。

V 結語

以上述べたところは Australia におけるＡＤＲの近況の極めて概略的な考察にすぎない。Australia のＡＤＲも連邦国家の御多分にもれず州によって異なる面を多くもっている。詳細な考察は連邦レベルおよび各州レベルでなされなければならないし、また事件類型ごとになされなければならないことはいうまでもない。その作業は今後の課題である。

しかし確実にいえることは、1 Australia にも諸外国同様特に近時ＡＤＲを発展させるべき社会的状況があること、2 アメリカのＡＤＲに触発されつつ Australia が独自の調査、研究から必ずしもアメリカのＡＤＲをそのまま受け入れているわけではなく、Australia それ自体のＡＤＲを発展させていること、3 その前提として公的機関ないし準公的機関によるＡＤＲの調査研究が極めて頻繁且つ大規模に行われ、それぞれがＡＤＲについて提言していること等の諸点を指摘することができる。

付論 Australia における司法改革の動き

司法制度の効率化及び裁判へのアクセスの容易化は、いずれの国においても常に司法改革の関心の中心にあるものと思われる。Australia においても連邦法務省（Federal Attorney-General's Department）は一九九三年一月裁判のコストを引き下げ、裁判へのアクセスを容易化するための緊急且つ大幅な司法改革を内容とする報告書を作成した。私は本年二月オーストラリア・メルボルン大学に滞在する機会があったが、現在のところ残念ながら右報告書を入手していない。しかし、一九九三年一月二九日付 The Age 紙は Michael Magazamik 記者の "Reforms get Law Institute support" および "Obstacles to urgent law reform" と題する記事を掲載して、若干その内容を紹介している。

その主たる内容は、成功報酬制（contingency fee）の導入、勅選弁護士制（Queen's Counsel）の廃止、lawyer に関する barrister および solicitor の二元構成の廃止（一元化）、barrister の職務制限の廃止、会計士等いわゆる non lawyer の法

的職域拡大、solicitor の広告規制の緩和等々がこれである。

成功報酬制の導入は一般国民の裁判所へのアクセスを容易にし、その裁判を受ける権利の保障につながるであろう。すなわち、rich な国民と legal aid を受ける資格のある貧窮者は裁判へのアクセスを保障されるのに対し、その中間層である一般国民のアクセスの保障として成功報酬制は有意義であると考えられている。

勅選弁護士について若干コメントすれば以下の通りである。すなわち、勅選弁護士は、barrister を senior barrister と junior barrister とに区別し、そのうち senior barrister を指す意味で用いられる。senior barrister は極く少数でその任命にあたり、実務経験学識等評価の高い者が厳選される。その為 barrister としては極めて評価が高い。senior barrister は法廷に臨むにあたり junior barrister を同伴しなければならず、その為にクライエントは senior barrister に委任するにあたり junior barrister の報酬まで負担しなければならず、その弁護士報酬額が極めて高額化するので、国民（クライエント）側から Queen's Counsel を廃止して barrister を一元化することが望まれている。Northern Territory や NSW 州では Queen's Counsel を廃止して barrister の一元化を図った。なお junior barrister といわずに Queen's Counsel と呼ぶのは何故かという点について若干の裏話を披露すれば、既述の通り senior barrister の任命にあたり厳選されるので、Queen's Counsel に任命されない以上 barrister も junior barrister にとどまり老年の barrister に junior barrister の呼称を用いることは抵抗があるので、junior barrister を単に barrister と称し、senior barrister を Queen's Counsel と呼ぶといわれている。

さらに、barrister に事件を委任するためには、solicitor を通じなければならない。したがって Queen's Counsel に事件を委任するには solicitor, Queen's Counsel 及び junior barrister 三者の報酬が必要となり、弁護士報酬が極めて高額化してくる。また Queen's Counsel は極めて少数であるために junior barrister と比較してその報酬は高額である。

そこで barrister は Queen's Counsel も含めてその数が少数であって、その為に報酬が高額で一般には Queen's Counsel については収入の高額化が過ぎるとの批判が強い。Queen's Counsel を廃止して barrister を一本化することによって、さらには barrister と solicitor を一元化することによって lawyer の競争を促進して、弁護士報酬を引下げることが考えられることになる。

NSW 及び QL では barrister と solicitor を区別しているがそれ以外の諸州では両者の区別を廃止した。Victoria 州は、法律上両者は区別されていないものの、事実上職務の分担がなされている。以上が Queen's Counsel の廃止および barrister 並びに solicitor の一元化提案の背景にあるといってよい。

裁判のコストについては Trade Practices Commission In-

quiry, Senate Inquiry や Victorian Taskforce Reports, Victorian Law Reform Commission（これは司法改革に消極的と考えられる Victoria 州法務大臣 Wade 女史により廃止された）のレポートがあることを指摘しておこう。

前記連邦法務省の司法改革案については、Victoria 州の約七、〇〇〇人の solicitor をもって組織している弁護士会である Law Institute がこれを支持する旨の見解を発表している。元 Law Institute 会長で現法律扶助協会（Legal Aid Association）会長の Peter Gandolfo 氏もこの改革提案に賛成している。これに対して Victoria 州法務大臣 Wade 女史は右の司法改革提案に対して態度を保留し、州の barrister をもって組織するバリスター弁護士会である Bar Council もその態度を保留している。

このように右連邦法務省の司法改革提案の評価について、Australia の実務界特に弁護士界は barrister 派と solicitor 派に分かれているのが現状である。したがって、改革の成否、範囲、時期については不透明な点が多いが、提案者である連邦法務省は、改革に反対があることは承知していること、法務省はあくまでも自らの利益を擁護しようとする集団（barrister の集団である Bar Council を指すものと思われる）と対決するが、彼等を「金銭と特権と地位を有し殆どチャレンジを受けない独占的地位を有する保守的集団である」と決めつけて、改革に相当な意欲を燃やしているようである。Australia では、barrister は法が一般的に保守的であるのと同様に特に保守的で、リッチで且つパワフルで団結がかたいといわれている。パワーを有する barrister がそのパワーを減殺されることに容易に賛成しないであろうし、それが司法改革の障害になることは容易に予想されるといわれている。例えば、barrister にとって、その事務処理上の過失によりクライエントに損害を与えた場合に一定の要件のもとに barrister に損害賠償の訴を提起できるとすることは、Bar Council の容易に認め難いことであろう。司法制度の改革にあたり、最も重要なことは、Bar Council が、正当な利益を主張することは当然であるにしても、社会的にみて不合理と思われるような集団の利益に固執することなく、国家的見地に立って司法改革を評価すべきであるということである。わが国の法曹三者協議における弁護士会の態度も同様であらねばならないというべきであろう。

付表 I - (i) HIERARCHY OF FEDERAL COURTS

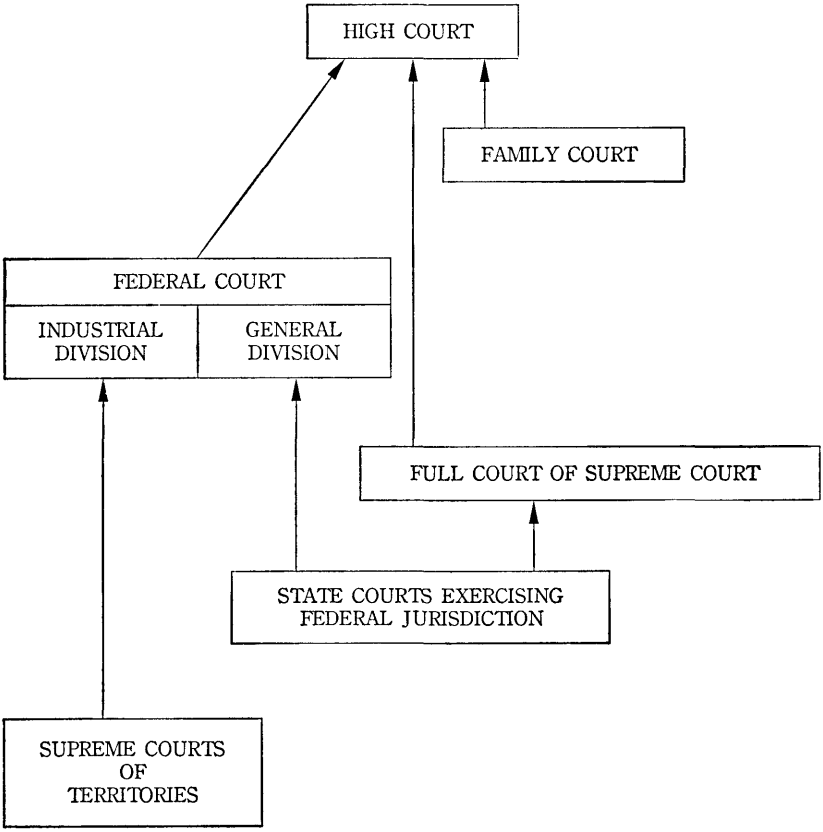

付表Ⅰ－(2) HIERARCHY OF QUEENSLAND COURTS

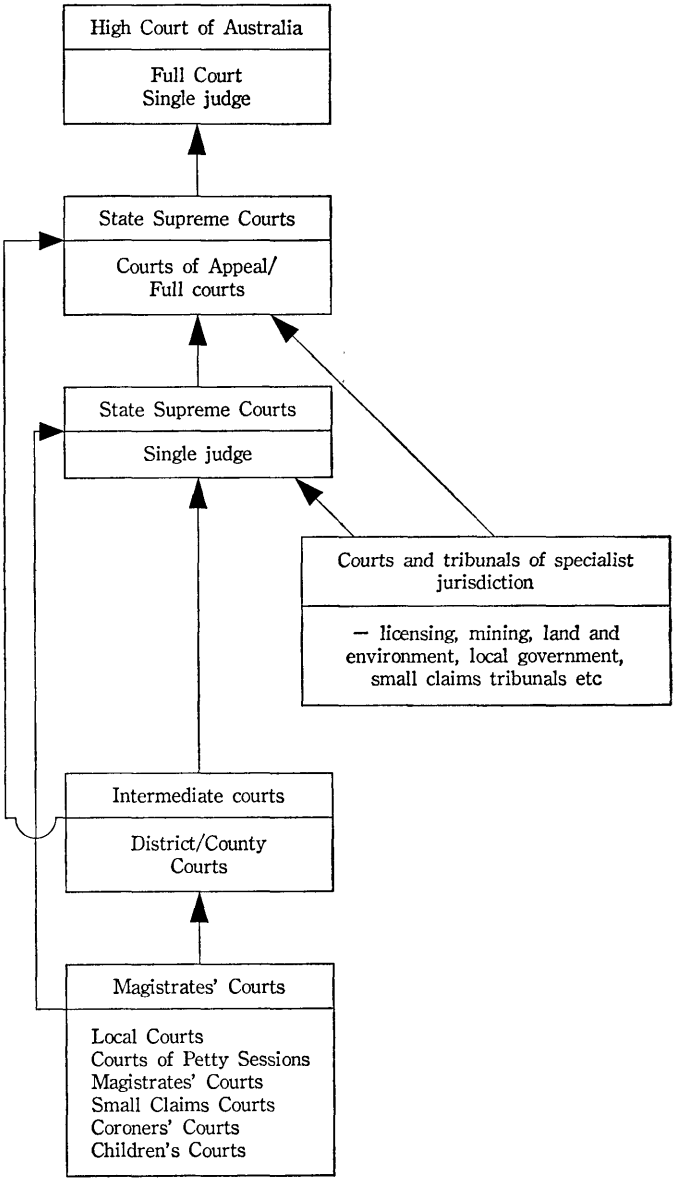

付表 I －(3) HIERARCHY OF VICTORIAN COURTS

(i) Civil

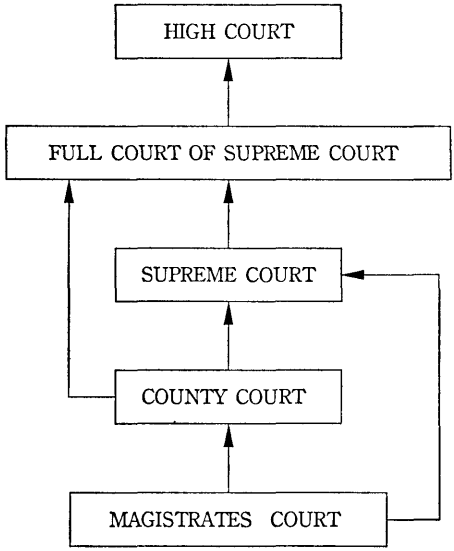

(ii) Criminal

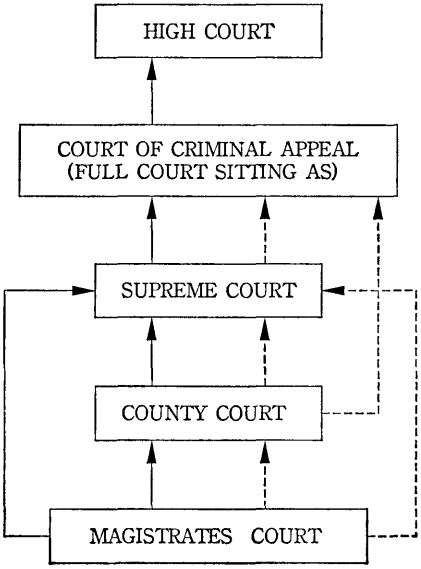

付表II－(1)　Most Common Sources of Referral

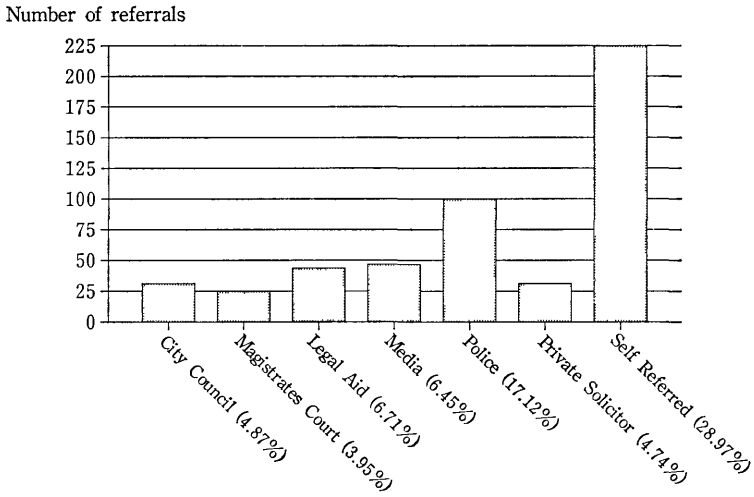

付表II－(2)　The Most Common Causes of Neighbourhood Disputes

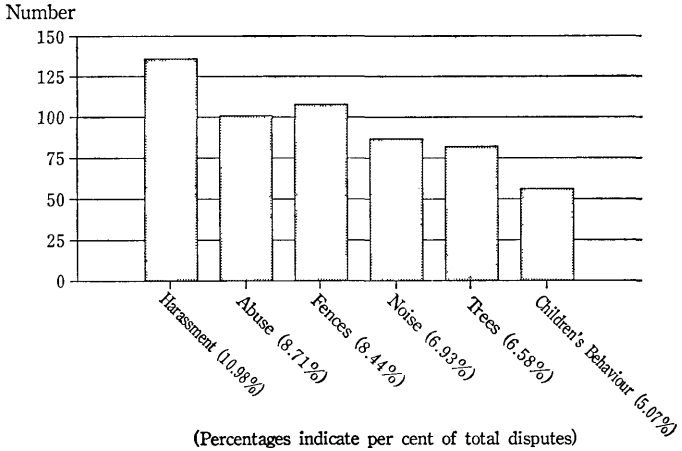

(Percentages indicate per cent of total disputes)